

令和8年度 京都市立朱雀第一小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 「学校いじめの防止等基本方針」の策定

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し(いじめの認知)、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

基本方針は、児童の尊厳を保持する目的の下、平成29年3月に改定された国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容や本市の現状を踏まえ、「いじめの積極的な認知」「未然防止・早期発見と組織的な対応の徹底と検証」などの取組の一層の充実を目指し、本校の「いじめの防止等のための基本的な方針」に対する基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめを許さない風土作りに教職員が一丸となって取り組むこととする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ対策委員会

いじめ対策委員会の設置

① 委員会名 朱雀第一小学校いじめ対策委員会

② 構成員(職名又は校務分掌)

校長・教頭・教務主任・養護教諭・教育相談主任・生徒指導主任・総合育成支援主任
該当学年担任・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

※緊急対応時はこの限りではない

③ 役割

- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策の検討
- ・各学年の児童の情報交換と課題の共有
- ・いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認
- ・重大事態に対する判断と対応
- ・関係機関、専門機関との連携対応

③ 開催時期

定例委員会は、子ども支援企画として、毎月1回。(緊急対応の場合は、この限りではない。)

子ども支援企画の構成員は、校長・教頭・教務主任・養護教諭・教育相談主任・生徒指導主任
総合育成支援主任・該当学年担任・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

※ 会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載

※緊急対応時はこの限りではない

④ 児童・保護者への周知

- ・5月の憲法月間での朝会で、児童に紹介
- ・いじめ防止基本方針の学校ホームページへの掲載

3 いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめ防止のための取組

① 学習環境の整備・授業改善

- ・教育課程指導計画(京都市スタンダード)を基に学習の主体者の育成に努め、全ての児童にとって、わかる喜びと学ぶ楽しさが実感できる授業を行う。
- ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・コミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・全ての児童に習得すべき基礎学力の定着を図るとともに、つけたい力を明確にした言語活動の充実を図ることで、確かな学力の育成に努める。
- ・対話的な学びの実現に向けた授業改革を行うことで、主体的に学び豊かに表現する子の育成に努める。

② 道徳教育・人権教育の充実

- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・「こころの週間」を設定し、道徳年間計画と全校の取組である「こころの週間」のテーマを連動させ、すべての児童が自分自身を振り返り、自らの道徳性を高められるようにする。
- ・いじめは絶対に許されないことや命の大切さを題材とした「道徳」を実施する。
- ・非行防止教室の実施により規範意識の醸成を図る。

③ 体験活動

- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して、仲間づくりに取り組む。
- ・学校行事(スポーツフェスティバルや学び交流会) 特別活動(縦割り活動)を通して、仲間づくりに取り組む。

④ 児童が自主的に行う活動

- ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己存在感と自己有用感を高める取組を推進する。
- ・異年齢集団の交流を進め、望ましい人間関係の育成を図る。

⑤ 児童へのはたらきかけ

- ・図書館に人権に関わる本のコーナーを設置する。

⑥ 保護者の啓発

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「朱雀第一小学校いじめの防止等基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・道徳や人権学習の参観授業への呼びかけを進める。

⑦ その他

- ・学校評価アンケートを定期的に行い、結果を分析し、成果と課題を周知する。その際、PDCAサイクルでの見直しも行う。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

① 情報の集約と情報の共有

- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、軽微な内容や疑いも含め、「子ども支援企画」や「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「子ども支援企画」や「いじめ対策委員会」で共有された情報は、学年主任等を通して、もしくは、職員終礼などを通して、全教職員で共有する。
- ・重大事態については「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

② 児童に対する定期的な調査

(ア) アンケートの実施

- ・高学年でクラスマネジメントシートを活用する。
- ・全校児童によるアンケート(記名式)において、「いじめ」の実態の把握に努める。

(イ) 教育相談の実施

- ・アンケートに基づく積極的な相談活動の実施
- ・教育相談週間の設定と、週間前の児童に対するアンケートの実施による発見の強化
- ・SCとの連携による教育相談の実施

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

① 基本的な考え方

初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解決したいじめ事案についても、学校が組織として把握し(いじめの認知)、解決に向けた取組を行う。管理職、生徒指導主任がいじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」を開催の上、教職員全体で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

② インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・携帯電話やスマートフォン、携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」での内容を他学年の児童にも、実態に合わせて紹介する。
- ・情報モラル教育を全学年において実施し、情報社会の中で適切に判断し、他者を思いやり、ルールやマナーを守りながら安全に行動する力を育成する。
- ・家庭教育講座や学校運営協議会等を活用しての地域、保護者と連携した健全育成に努める。

③ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

前提となる基本事項

『学校いじめの防止等基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任(担当者)といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組(発達支持的生徒指導の充実)

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童が主体的に行う活動や体験活動の充実
- ・児童の個性や良さを教職員同士で共有・情報交換

予防

いじめ(その疑いがあるものを含む。以下同じ)の情報を把握

- ・教職員、児童、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織(いじめ対策委員会)で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討する。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童と、いじめを行った児童を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。 [認識の共有化・行動の一元化]

心の通った指導

【児童への指導・支援】

- いじめを受けた児童は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童を見守るとともに、必要に応じてSC、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任(担当者)をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童(加害・被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童・保護者の意向を十分尊重し、関係児童、保護者が一堂に集まり、謝罪をする場をもつ。

※事案内容によってはこの限りではない。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処する。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ① いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること(救済)
 - ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと(回復)
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織(いじめ対策委員会)で行う。

④ 「いじめ解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

学校全体での継続的な指導・支援を行う。

少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。

- ① いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること(救済)
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと(回復)

*面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織(いじめ対策委員会)で行う。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

① 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」、「いじめ対策委員会」、平成29年3月に改定された国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容や本市の現状を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。

② 研修の時期・内容等

各学期に一度程度は行うこととする。

- ・ 朱雀第一小学校いじめの防止等基本方針の徹底
- ・ 教職員のいじめに対する意識向上
- ・ 事例を基にした実践研修
- ・ アンケート結果を基にした研修

4 保護者・地域、関係機関との連携

- ・ 学校だより、学年・学級だより等を通じて、保護者・地域に対し情報発信を行う。また、保護者、地域からの情報提供も促し、双方向の情報共有を目指す。
- ・ いじめの事案によっては、中京警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所や中京はぐくみ室との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・ 平素からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー及び中京署スクールサポーターとの連携を密にしておく。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態は法において、(①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。)と定義されているが、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして報告・調査等にあたる。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、(事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進 等)を速やかに行う。

また、京都市教育委員が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 年間計画

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議(いじめ対策委員会等)の開催や教職員の資質能力向上(校内研修)の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> 職員会 「年間計画と役割の明確化」 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 子ども支援企画・いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・入学式 ・学級開き ・こころの週間 ・委員会活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級の状態把握(中旬) ・学級・学年の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・始業式で校長から啓発 ・授業参観 ・学級懇談会の中で保護者啓発
5	<ul style="list-style-type: none"> 子ども支援企画・いじめ対策委員会② 「1回目いじめについてのアンケートの実施に向けて」 「いじめ等、見守りたい児童の確認」 「いじめ等、見守りたい児童の共有」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・憲法月間の講話の中で、いじめの問題についての話 ・全校朝会で児童に説明「いじめ対策委員の紹介」 ・こころの週間 ・1年生を迎える会 ・委員会活動 ・クラブ活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級・学年の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法月間「学校だより」で啓発 ・家庭訪問 ・HPで周知
6	<ul style="list-style-type: none"> 子ども支援企画・いじめ対策委員会③ 「アンケート・教育相談の結果の共有」 「1回目クラスマネジメントシート実施に向けて」「いじめ防止に向けた事例研修」 ・1回目いじめアンケートの実施 ・1回目クラスマネジメントシート実施 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・こころの週間 ・クラブ活動 ・委員会活動 【5年】 ・花背山の家宿泊学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回記名式アンケートの実施 ・学年集約と共有 ・教育相談月間(個別面談) ・第1回クラスマネジメントシートの実施(4~6年)学年集約と共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・参観引渡 ・学校運営協議会で説明①
7	<ul style="list-style-type: none"> 子ども支援企画・いじめ対策委員会④ 「1回目いじめアンケートの結果」 「学校評価の実施に向けて」① 「1回目クラスマネジメントシートの結果」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・夏季休業前に「ハートフル参観・懇談会」の教材について話し合う ・こころの週間 【児童会】 ・京キッズ会議への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価アンケートの実施 ・学級・学年の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会

8	<ul style="list-style-type: none"> 子ども支援企画・いじめ対策委員会⑤ 「4月～8月いじめ事案の経過」 小中合同教職員研修 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・こころの週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級・学年の情報共有 ・クラスマネジメントシートの分析 ・学年・学年部で共有 	
9	<ul style="list-style-type: none"> 子ども支援企画・いじめ対策委員会⑥ 「未然防止に向けた取組の確認」 「2回目いじめアンケートの実施に向けて」 学校いじめ防止プログラムの見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・こころの週間 ・委員会活動 ・クラブ活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級・学年の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハートフル参観 ・学級懇談会の中で保護者啓発
10	<ul style="list-style-type: none"> 子ども支援企画・いじめ対策委員会⑦ 人権教育推進委員会 「学校評価の結果の共有」 2回目いじめアンケートの実施 学校生活のきまりの見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・スポーツフェスティバル ・こころの週間 ・委員会活動 ・クラブ活動 【6年】 修学旅行 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有② ・教育相談週間(個別面談)② ・学級・学年の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会で説明と評価②
11	<ul style="list-style-type: none"> 子ども支援企画・いじめ対策委員会⑧ 「2回目いじめアンケートの結果」 「アンケート・教育相談の結果の共有」 「学校評価の実施に向けて」② 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・こころの週間 ・委員会活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級・学年の情報共有 	
12	<ul style="list-style-type: none"> 子ども支援企画・いじめ対策委員会⑨ 「基本方針の見直しと作業に向けて」 「2回目クラスマネジメントシート実施に向けて」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・人権集会 ・人権標語の作成と発表 ・こころの週間 ・クラブ活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価アンケートの実施 ・学級・学年の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権月間「学校だより」で啓発 ・個人懇談会
1	<ul style="list-style-type: none"> 子ども支援企画・いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月いじめ事案の経過」 2回目クラスマネジメントシート実施 	<ul style="list-style-type: none"> 【6年】 小中連携 【共通】 ・こころの週間 ・委員会活動 ・クラブ活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラマネ(4～6年)学年集約と共有 ・学級・学年の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・地生連で広報
2	<ul style="list-style-type: none"> 子ども支援企画・いじめ対策委員会⑪ 「年間を通してのいじめ事案の経過」 「2回目クラスマネジメントシートの結果」 生徒指導校内会議(年間反省) 「今年度の反省と次年度への課題」 「いじめ事案の経過と課題の共有」 人権教育推進委員会 「学校評価の結果の共有」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・クラブ活動 ・作品展 ・こころの週間 【児童会】 ・京キッズ会議事後交流会への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級・学年の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・新1年入学説明会で校長から講話 ・授業参観・懇談会
3	<ul style="list-style-type: none"> 子ども支援企画・いじめ対策委員会⑫ 「1月～3月いじめ事案の経過」 学校いじめ防止プログラムの見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・委員会活動 ・6年生を送る会 ・こころの週間 ・卒業式 ・修了式 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約 ・アンケート原本の保管(5年保存) ・学級・学年の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会で説明と評価③

